傷病手当金に関する問い合わせ・申請先

医療保険制度別の窓口（奈良県）／添付資料の修正版

制度の概要

傷病手当金は、病気やけがのために仕事を休み、給与の支払いがない場合などに、健康保険等の被保険者本人へ支給される制度です。支給要件、支給期間、必要書類および申請方法は、加入している健康保険者へご確認ください。

保険制度別の問い合わせ・申請先

保険制度	傷病手当金の対象者	問い合わせ・申請先
組合管掌健康保険	健康保険組合の被保険者本人 ※被扶養者本人は原則として対象外	加入している健康保険組合の給付担当窓口
全国健康保険協会管掌健康保険 （協会けんぽ）	協会けんぽの被保険者本人 ※被扶養者本人は原則として対象外	事業所所在地を管轄する協会けんぽ都道府県支部。 勤務先の健康保険担当者にも確認してください。 公式サイト： https://www.kyoukaikenpo.or.jp/
共済組合	共済組合の組合員本人 ※制度の詳細は各共済組合に確認	加入している共済組合の短期給付担当窓口
船員保険	船員保険の被保険者本人 ※被扶養者本人は原則として対象外	全国健康保険協会 船員保険部 TEL：0570-300-800 ※電話番号・受付時間は公式サイトでご確認ください。
国民健康保険	原則として傷病手当金の制度はありません。	保険料・資格等については、市町村の国民健康保険担当窓口、または各国民健康保険組合へお問い合わせください。
後期高齢者医療制度	原則として傷病手当金の対象外です。	市町村の後期高齢者医療担当窓口、または奈良県後期高齢者医療広域連合事務局 TEL：0744-29-8430 ※電話番号・受付時間は公式サイトでご確認ください。

重要：傷病手当金の申請先は、年金事務所ではありません。加入している健康保険組合、協会けんぽの支部、共済組合または船員保険部へ申請します。

申請時の確認事項

申請前に、次の事項を加入先の健康保険者または勤務先へご確認ください。

1. 自分が加入している保険制度と保険者名
2. 病気やけがで仕事を休んだ期間および給与の支払い状況
3. 医師による意見の記載が必要かどうか
4. 事業主による勤務状況・給与支給状況の証明方法
5. 申請書の提出先、提出方法および締切
6. 他の給付（障害年金、老齢年金、労災保険の休業補償等）との調整の有無

制度別の窓口の整理

確認した事項	修正内容
資料の見出し	「奈良県内の年金事務所」から「傷病手当金に関する問い合わせ・申請先」へ変更
扶養家族の扱い	傷病手当金の対象者は原則として被保険者本人であることを明記
国民健康保険	一般的な問い合わせ先は市町村または国民健康保険組合。ただし、傷病手当金は原則として対象外と明記
後期高齢者医療制度	一般的な問い合わせ先は市町村または奈良県後期高齢者医療広域連合。ただし、傷病手当金は原則として対象外と明記
協会けんぽ	「事業所所在地を管轄する都道府県支部」と明確化
健康保険組合・共済組合	「給付担当窓口」「短期給付担当窓口」と明確化

注意事項

この資料は、添付資料の窓口一覧を傷病手当金の案内として分かりやすく整理したものです。行政機関・保険者の組織名、電話番号、URL、受付時間等は変更されることがあります。申請前には、加入している保険者の公式サイトまたは担当窓口で最新情報をご確認ください。

※国民健康保険や後期高齢者医療制度について、自治体等が臨時・独自の給付を実施する場合があります。個別の取扱いは、お住まいの市町村または加入先の保険者へお問い合わせください。